

道路運送車両法関係手数料令の一部を改正する政令案新旧対照条文  
 道路運送車両法関係手数料令（昭和二十六年政令第二百五十五号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案

現行

道路運送車両法（以下「法」という。）第百二条第一項の規定により納めなければならない手数料の額は、次のとおりとする。

道路運送車両法（以下「法」という。）第百二条第一項の規定により納めなければならない手数料の額は、次のとおりとする。

手数料を納付すべき者	金額	八  登録事項等証明書の交付を請求する者	一  自動車一両ごとに作成する証明書 イ 現在記録ファイルに記
一 (略)	(略)	七  (略)	
二  変更登録、輸出抹消仮登録又は一時抹消登録を申請する者	一両につき三百五十円	六  (略)	
三 (略)	(略)	五  輸出予定届出証明書の交付を申請する者	一両につき三百五十円
四  法第十五条の二第五項又は第十六条第八項の規定による一時抹消登録証明書の交付を受ける者	一両につき三百五十円	四  (略)	

手数料を納付すべき者	金額	六  登録事項等証明書の交付を請求する者	一枚につき次に掲げる金額 一  自動車一両ごとに作成する証明書
一 (略)	(略)	五  (略)	
二  変更登録又は法第十六条第一項の抹消登録を申請する者	一両につき三百五十円	四  (略)	
三 (略)	(略)	三  (略)	

<p>九 (略)</p>	<p>録されている事項のみに係るもの 一件につき三百円</p> <p>ロ 現在記録ファイル及び保存記録ファイルに記録されている事項に係るもの 一件につき千円(保存記録ファイルに記録されている事項に係るものの枚数が一枚を超える場合にあつては、千円にその超える枚数一枚ごとに三百円を加算した額)</p> <p>二 三十両以下の自動車について一括して作成する証明書で現在記録ファイルに記録されている事項のみに係るもの 一枚につき四百円</p>
<p>十 新規検査を申請する者</p>	<p>(略)</p> <p>一 両につき次に掲げる金額ある自動車、一時抹消登録証明書又は自動車検査証返納証明書とともに保安基準適合証の提出がある自動車並びに限定自動車検査証及び限定保安基準適合証の提出がある自動車 千百円</p> <p>二 限定自動車検査証の提出がある自動車(限定保安基準適合証の提出がない自動車に限る。) 千二百円</p> <p>三 その他の自動車</p>
<p>七 (略)</p>	<p>イ 現在記録ファイルに記録されている事項のみに係るもの 三百円</p> <p>ロ 現在記録ファイル及び保存記録ファイルに記録されている事項に係るもの 千円(二枚目以降は、三百円)</p> <p>二 三十両以下の自動車について一括して作成する証明書で現在記録ファイルに記録されている事項のみに係るもの 四百円</p>
<p>八 新規検査を申請する者</p>	<p>(略)</p> <p>一 両につき次に掲げる金額ある自動車、抹消登録証明書又は自動車検査証返納証明書とともに保安基準適合証の提出がある自動車並びに限定自動車検査証及び限定保安基準適合証の提出がある自動車 千百円</p> <p>二 限定自動車検査証の提出がある自動車(限定保安基準適合証の提出がない自動車に限る。) 千二百円</p> <p>三 その他の自動車</p>

	<p>イ 小型自動車及び検査対象軽自動車 千四百円</p> <p>ロ 小型自動車及び検査対象軽自動車以外の自動車 千五百円</p>	<p>十一 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>十二 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>十三 予備検査を申請する者</p>	<p>一 両につき次に掲げる金額</p> <p>一 一時抹消登録証明書又は自動車検査証返納証明書とともに保安基準適合証の提出がある自動車並びに限定自動車検査証及び限定保安基準適合証の提出がある自動車 千五百円</p> <p>二 限定自動車検査証の提出がある自動車(限定保安基準適合証の提出がない自動車に限る。) 千二百円</p> <p>三 その他の自動車</p> <p>イ 小型自動車及び検査対象軽自動車 千四百円</p> <p>ロ 小型自動車及び検査対象軽自動車以外の自動車 千五百円</p>
	<p>イ 小型自動車及び検査対象軽自動車 千四百円</p> <p>ロ 小型自動車及び検査対象軽自動車以外の自動車 千五百円</p>	<p>九 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>十 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>十一 予備検査を申請する者</p>	<p>一 両につき次に掲げる金額</p> <p>一 抹消登録証明書又は自動車検査証返納証明書とともに保安基準適合証の提出がある自動車並びに限定自動車検査証及び限定保安基準適合証の提出がある自動車 千五百円</p> <p>二 限定自動車検査証の提出がある自動車(限定保安基準適合証の提出がない自動車に限る。) 千二百円</p> <p>三 その他の自動車</p> <p>イ 小型自動車及び検査対象軽自動車 千四百円</p> <p>ロ 小型自動車及び検査対象軽自動車以外の自動車 千五百円</p>
<p>十四 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>十五 法第七十二条の三の規定による証明書の交付を請求する者</p>	<p>一 自動車一両ごとに作成する証明書</p> <p>イ 現在記録ファイルに記録されている事項のみに</p>				

	十六 (略)	十七 (略)	十八 (略)	十九 (略)	二十 (略)
<p>係るもの 一件につき三百円</p> <p>ロ 現在記録ファイル及び保存記録ファイルに記録されている事項に係るもの 一件につき千円(保存記録ファイルに記録されている事項に係るものの枚数が一枚を超える場合にあつては、千円にその超える枚数一枚ごとに三百円を加算した額)</p> <p>二 三十両以下の自動車について一括して作成する証明書で現在記録ファイルに記録されている事項のみに係るもの 一枚につき四百円</p>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	十三 (略)	十四 (略)	十五 (略)	十六 (略)	十七 (略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)